

国民年金の保険料は前納がオトクです!

平成19年4月から、国民年金保険料は月額1万4,100円です

保険料は、毎月現金を納めに行くこともできますが、まとめて納めたり、口座振替にしたりすると割引制度が利用できてお得です。

現金払い(前納1年度分)で割引

一年度分保険料 14,100円 × 12月 =169,200円	3,000円割引 一年度分保険料 169,200円-3,000円 =166,200円
---	--

現金払いで一年度分を前納すると
年間**3,000円**の割引!!

口座振替(早割・毎月納付)で安心・割引

口座振替で毎月納付

4月分保険料 14,100円	5月分保険料 14,100円	6月分保険料 14,100円	7月分保険料 14,100円
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

↳翌月末引落 ↳翌月末引落 ↳翌月末引落

口座振替を早割にすると **50円×12カ月=600円割引**

4月分保険料 14,100円	5月分(早割) 14,050円	6月分(早割) 14,050円	7月分(早割) 14,050円
-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

↳2カ月分引落 ↳当月末引落 ↳当月末引落

- 1年度分を現金払いで前納すると「3,000円」の割引となります。
 - 6カ月分を現金払いで前納すると690円の割引となります。
- ※現金払いでの前納は、1年度分や6カ月分だけでなく、任意の月分から年度末までの分を前納できますが、この場合は専用の納付書が必要となりますので、社会保険事務所までお問い合わせください。

現金(前納)のお支払いは **4月1日から5月1日(必)まで**
 *今年は4月30日が休日のため5月1日が期限です。

お支払窓口 **金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・社会保険事務所**

- 月々の保険料を口座振替の早割※(当月保険料を当月末引落し)で納付すると年間600円(月額50円)の割引となります。
- ※すでに口座振替で1年前納または6カ月前納されている人は、早割に変更すると割引額の合計額が少なくなりますので、ご注意ください。
- ※口座振替が開始されるまで、2カ月程度かかるため、あらかじめご了承ください。

口座振替(早割)で毎月納付すると年間**600円**の割引!

口座振替の申し込みは **口座をお持ちの金融機関・郵便局または社会保険事務所**

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

- ◆年金請求などの年金相談 ☎0570-05-1165(イイロウゴ)
 - ◆年金を受けられている方の年金相談 ☎0570-07-1165(イイロウゴ)
- ※通話料金については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内料金のみでご利用いただけます。番号のおかけ間違いにご注意ください。

学生納付特例制度は毎年の届け出と10年以内の追納を!

20歳以上の学生に対する国民年金保険料については、本人のみの所得を基準とした「学生納付特例制度」があります。この制度は、本人の所得が一定以下の場合に申請し承認されればその期間中の保険料の納付が猶予されるというものです。承認を受けた期間については、将来、10年前まで遡って追納することができます。希望される人は、各支所および住民センター年金窓口で、学生証・印かんを持参の上、手続きをしてください。

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこんなに違います

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

お問い合わせ 諫早社会保険事務所 TEL0957-25-1666

70歳未満の人も 入院時の支払いは自己負担限度額までとなります。

国民健康保険の高額療養費制度(医療機関の窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超える場合、申請によってその超過分を返還する制度)が4月1日から一部変わります。

国民健康保険に加入の70歳未満の人が入院したとき、医療機関の窓口での支払いは、交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより自己負担限度額までとなります。

この自己負担限度額は、下記のとおり所得区分によって異なります。
 入院する場合や入院している場合は、必ず「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。
 ただし、国民健康保険税を滞納している場合はこの制度を利用できません。

また、外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおりの高額療養費の申請が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印かん

申請開始日

4月2日(月)から
(4月1日が休日のため)

申請先

各総合支所および
住民センター市民課

自己負担限度額

所得区分	3回目まで	※2 4回目以降
※1 A 上位所得者	150,000円 + 医療費 が500,000円を超えた場合は その超えた分の1%を加算	83,400円
B 一般世帯	80,100円 + 医療費 が267,000円を超えた場合は その超えた分の1%を加算	44,400円
C 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。そのほか所得申告がない場合も上位所得者とみなされます。
- ※2 過去12カ月間に一つの世帯で支給額が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を適用します。

異動の多い時期です。加入・脱退するときは、届け出を!

みなさんは、なんらかの健康保険に加入しなければなりません。
 会社の社会保険などを脱退した日から、あなたは国民健康保険の加入者となります。国保の世帯主は、ご自分の世帯の被保険者資格に異動があったときは、必ず届け出をしなければなりません。
 加入の届け出が遅れても、国保に加入する資格ができた時点までさかのぼって加入することになり、保険税の納付額も大きくなる場合があります。次のような場合には、必ず14日以内に届け出をしてください。

国民健康保険に加入するとき

- ①職場の健康保険をやめたとき
- ②他の市町村から引っ越してきたとき
- ③加入者に子どもが生まれたとき
- ④生活保護を受けなくなったとき
- ⑤外国籍の人が加入するとき
など

国民健康保険をやめるとき

- ①職場の健康保険に加入したとき
- ②死亡したとき
- ③他の市町村に引っ越すとき
- ④生活保護を受けはじめるとき
- ⑤外国籍の人が脱退するとき
など

その他

- ①住所、世帯主、氏名などが変わったとき
- ②保険証をなくした(き損した)とき
- ③修学で子どもが他市町村に転居したとき
など

お問い合わせ 市民生活部 市民課 TEL050-3381-5040 または 各総合支所・住民センター市民課